

「未利用口座管理手数料規定」の一部改定について

当行は、2022年3月1日（火）に「未利用口座管理手数料規定」を下記のとおり改定いたします。
なお、改定後の規定は、2020年10月1日以降に普通預金口座や総合口座をご新規で開設していただいたお客さまに適用されます。

記

1. 改定内容

（下線部分が改定事項）

改定前	改定後
1. (省略)	1. (同左)
2. (未利用口座の範囲) (1) 最後のお預入れまたは払戻し等による口座残高の変動（以下、「お取引」といいます。なお、該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。）から2年以上、一度もお取引がない普通預金口座（総合口座・通帳レス口座を含みます。ただし、決済用普通預金は含みません。）を未利用口座として取扱います。 (2) (省略)	2. (未利用口座の範囲) (1) 最後のお預入れまたは払戻し等による口座残高の変動（以下、「お取引」といいます。なお、該当普通預金のお利息の元本への組入れ、 <u>未利用口座管理手数料および通帳利用手数料</u> の引落しは除くものとします。）から2年以上、一度もお取引がない普通預金口座（総合口座・通帳レス口座を含みます。ただし、決済用普通預金は含みません。）を未利用口座として取扱います。 (2) (同左)
3. (未利用口座管理手数料) (1) (省略) (2) 前項の通知を発信してから、発信の翌々月末までにお取引がない場合、その翌月における当行が定める任意の日に1,200円（年額、消費税別途）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。 預金者の口座が未利用口座である場合、翌年以降も同様の <u>手続により</u> 未利用口座管理手数料をご負担いただきます。 (3) (省略) (4) 第2項にかかわらず、次の場合は未利用口座管理手数料はかからないものとします。 ①～③ (省略) ④ 未利用口座の取引店と同一取引店で、当行所定のEBサービス契約がある場合 ⑤ (省略)	3. (未利用口座管理手数料) (1) (同左) (2) 前項の通知を発信してから、発信の翌々月末までにお取引がない場合、その翌月における当行が定める任意の日に1,200円（年額、消費税別途）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。 預金者の口座が未利用口座である場合、翌年以降も同様に <u>未利用口座管理手数料</u> をご負担いただきます。 (3) (同左) (4) 第2項にかかわらず、次の場合は未利用口座管理手数料はかからないものとします。 ①～③ (同左) ④ 未利用口座の取引店と同一取引店で、当行所定のEBサービス契約（ <u>基本手数料のかからないEBサービスを除く</u> ）がある場合 ⑤ (同左)
4. ～6 (省略)	4. ～6 (同左)

2. 改定後の規定は、こちらからご確認いただけます。

[改定後の未利用口座管理手数料規定](#)

以上